

**経済財政諮問会議**
**議 事 録**

(平成 20 年第 13 回)

**(開催要領)**

1. 開催日時：2008 年 5 月 23 日 (金) 17:30～19:02
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：
 

	議長	福 田 康 夫	内閣総理大臣
	議員	町 村 信 孝	内閣官房長官
	同	大 田 弘 子	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)
	同	増 田 寛 也	総務大臣
			内閣府特命担当大臣 (地方分権改革)
			地方再生担当大臣
	同	額 賀 福志郎	財務大臣
	同	甘 利 明	経済産業大臣
	同	白 川 方 明	日本銀行総裁
	同	伊 藤 隆 敏	東京大学大学院経済学研究科教授 (兼) 公共政策大学院教授
	同	丹 羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長 地方分権改革推進委員会委員長
	同	御手洗 富士夫	キヤノン株式会社代表取締役会長
	同	八 代 尚 宏	国際基督教大学教養学部教授
	臨時議員	渡 海 紀三朗	文部科学大臣
	同	舩 添 要 一	厚生労働大臣
	同	上 川 陽 子	内閣府特命担当大臣 (少子化対策担当)

**(議事次第)**

1. 開会
2. 議事
  - (1) 「新雇用戦略」について (認定こども園)
  - (2) 金融・資本市場の競争力強化について (公的年金基金)
  - (3) 地方分権改革・地方再生について
    - 1) 地方分権改革
    - 2) 地方再生
  - (4) 経済成長戦略案について
3. 閉会

**(説明資料)**

- 認定こども園の改革について（有識者議員提出資料）
- 認定こども園制度について（舛添臨時議員・渡海臨時議員提出資料）
- ガバナンスと体制を整えて、国民に有利な公的年金基金運用を  
(有識者議員提出資料)
- 厚生年金・国民年金の積立金運用について（舛添臨時議員提出資料）
- 丹羽地方分権改革推進委員会委員長提出資料（概要）
- 地方分権の実現に向けて（有識者議員提出資料）
- 地方の元気が日本の力（（第 1）地域の定住・自立を支える取組について）  
(増田議員提出資料)
- 地方の元気が日本の力（（第 2）平成 21 年度に向けた地域活性化の取組）  
(増田臨時議員提出資料)
- 人口減少を正面から受け止めて“まちの再設計”を（有識者議員提出資料）
- 新たな発想で経済成長を続ける日本をめざして（有識者議員提出資料）
- 「新たな経済成長戦略」について（甘利議員提出資料）
- 経済成長と I C T（増田議員提出資料）

（配布資料）

- グローバル化改革専門調査会第二次報告  
(伊藤グローバル化改革専門調査会会長提出資料)
- 丹羽地方分権改革推進委員会委員長提出資料（参考資料）
- 地方の元気が日本の力（参考資料）（増田議員提出資料）
- 「アジア経済・環境共同体」構想について（参考資料）（甘利議員提出資料）
- 「アジア経済・環境共同体」構想（甘利議員提出資料）
- 業種別生産性向上プログラム  
(内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- 「先端医療開発特区」（スーパー特区）の創設について（舛添臨時議員提出資料）
- 革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略（改定）（舛添臨時議員提出資料）

---

（本文）

○議事の紹介

（大田議員） それでは、今、ぶら下がりがようやく始まったところですので、認定こども園に関しては民間議員の提案を説明を始めていただいて、議長には事前に民間議員提案を御説明してありますので、議長が来られたときから仕切り直して、カメラが入りますので、すみませんがよろしくお願いします。

○「新雇用戦略」について（認定こども園）

（八代議員） 民間議員ペーパー「認定こども園の改革について」を御説明させていただきます。

新雇用戦略は、4月23日の経済財政諮問会議で示された“舛添プラン”に沿って具体的な検討が進められつつあります。その中で、解決しておくべき重要な論点が、認定こども園の改革であります。認定こども園は「幼保一元化」の方策として導入されましたが、その数は全国で229か所にとどまっております。その原因は、やはり厚生労働省と文部科学省の「二重行政」にあると考えます。

第1は、補助金の“相互不可侵”の問題であります。認定こども園は「保育」と「幼児教育」の機能を併せ持つはずであったわけですが、しかし、現実には「保育所型」と「幼稚園型」というものが、それぞれ厚生労働省、文部科学省からしか補助を受けられない「相互不可侵」の取扱いで、連携が十分に進んでいない。保育所型に付加された幼児教育的機能や、幼稚園型に付加された保育的機能には、国の予算が付かない結果になっております。

第2は、手続・監査の“重複”ということです。「幼保連携型」は保育予算と教育予算両方の補助が受けられることになっておりますが、現実には厚生労働省、文部科学省の2つの所管官庁に対して、認定、補助金申請、会計処理、監査等で二重の対応が必要で、別々の書類をつくらなければいけないということでありました。

解決の方向性としては、次のとおり。厚生労働省及び文部科学省は、問題の解決策を早急に検討し、平成21年度予算編成に間に合うように結論を出していただきたいと思っております。

1つ目は「こども交付金」の導入。厚生労働省と文部科学省の予算を統合した「こども交付金」を導入し、認定こども園に助成する自治体に対して、包括的な交付金として交付する。その財源は、既存の保育予算、教育予算の一部を振り替えるほか、予算全体の中で考える必要があります。なお、この場合の助成要件は、既存施設の活用が図られるよう、設置の実態を踏まえ大幅な緩和を図る。正確に言いますと、保育所、幼稚園の規制の緩い方には是非合わせていただく。高い方に合わせると意味がありません。

2つ目は「手続き・監査窓口」の一本化。国及び地方自治体における交付金の申請窓口や監査部署を一本化し、統合的に運用を行う。

3つ目は「共同推進本部」の設置。認定こども園の整備推進のため、厚生労働省と文部科学省が共同で大臣をトップとする推進本部を設置し、密接な連携を取って対策を進める。

なお、放課後子どもサービスについても同様の問題が生じております。現場の声を十分に聞き、上記のような解決策を検討すべきであります。

若干、補足させていただきますと、今、述べました「幼保一元化」は長年の課題であり、現に困っている人がたくさんいます。福田内閣で解決のために、是非、第一歩を進めなければならない。認定こども園はその突破口であり、民間議員提案の方向で早急に対応いただきたいと思っております。同時に、放課後子どもサービスへの対処、更には自主的な措置制度など、保育サービスに対する規制の在り方そのものの見直しなど、抜本的な改革を進めていただきたいと思っております。

以上であります。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、舛添臨時議員から資料の御説明だけお願いします。

(舛添臨時議員) 資料「認定こども園制度について」についてコメント的にさっと申し上げます。認定こども園については非常に評価が高いので、今後、更に発展させたいと思っています。今、寄せられているさまざまな課題について調査結果をまとめております。7月末ぐらいを目途に必要な改善策をまとめたいと思っています。

最後のページ「認定こども園への評価、今後の推進方策」。アンケートの調査もありますし、今申し上げたように、7月を目途にまとめたいということで、これから様々な問題について渡海臨時議員とともに分析・検討して、国民の期待に応えられるような形にしたいと思います。

また、認定こども園を推進していくに当たって、自治体の認可を取りやすくするとか、都道府県と市町村の連携を円滑にしていきたいというような自治体側の取組もまた必要だということを申し上げておきたいと思います。

それから、今、八代議員から話がありました「こども交付金」のことはよく理解できます。そういう形で努力したいのですけれども、どうしても「こども交付金」については追加財源が要るので、このことは申し上げておきたいと思います。

以上です。

(町村議員) 八代議員、「こども交付金」というものはどこに主体を置く方がいいのですか。

(八代議員) 両方の省からです。

(大田議員) 御質問は、予算を置くところですね。

(八代議員) 厚生労働省と文部科学省の予算がありますので、それを一本化して、それぞれ自分の予算は元どおり置いておくということです。どこか第3の省庁に置くということではないわけです。ですから、両方の省の予算を統合しているということ。問題は、今の場合は、幼稚園に付いた保育機能、保育所に付いた教育機能に対しては予算が出せないために、それを出せるようにする必要があるのであります。

(舛添臨時議員) 正確に言いますと、幼稚園の方は、3～5歳児については預かり保育の補助は出るのですけれども、0～2歳児の受入は補助がないのです。

それから、保育所は保育に欠けるといいますか、働いてお母さんがいないのではなく、そうではない、ちゃんと自宅で保育ができるのに来る場合について、来てもいいわけですが、それに対する補助がないのです。こういうところは、どうしても新たな財源のことを考えないといけません。でも、地方の裁量でやるところは全く国の補助がないというのが今の財源的な構成です。

(丹羽議員) 財源的には、両省の財源を合わせてもうまくいかないのですか。どこか足りないのですか。

(大田議員) それでは、もう議論を始めましょう。

(渡海臨時議員) 資料が用意しておらず私の手持ち資料での説明となり申し訳ない

のですが、認定こども園というのは4種類のタイプがあり、今、舛添臨時議員が言われたのは一番下の地方裁量型というものです。

(町村議員) 資料は配られているのですか。

(渡海臨時議員) 今、こういうことが議論になりましたから申し上げているのです。

(町村議員) あなたの手持ちの資料なのですね。

(渡海臨時議員) 手持ちなのです。申し訳ありません。

それで、その部分をどちらからでも出せるようにするためには新たな財源が必要です。こういうことを舛添臨時議員は話されているということです。

従来から出しているお金は、もちろん、認定こども園にそのまま持って行って一元化するということは、この御提案にもありますし、大いに結構だと思いますが、それで結局、「ここまで出そう」ということになりますと、今、ある幼稚園の費用を削るとか、保育園の費用を削るとかをやらないとできない。こういうことを舛添臨時議員は話されています。

(大田議員) どうぞ。

(丹羽議員) 少し申し上げたいのですけれども、平成 18 年にできた認定こども園の実施法には、文部科学省令と厚生労働省令というものがあるのです。それに基づいて事務と会計が別々ですけれども、運用状況を都道府県に報告するという義務があるのです。この省令を変えないと、実際問題として動かないのです。省令に基づいてやっていますから、この省令を一本化しなければいけない。そこに大きなネックがあると私は思うのです。

だから、一番大事なことは、文部科学省と厚生労働省の方が、この省令の一本化を図るということであると思うのです。次に両者が協議の上で、どれぐらいの費用が本当に必要なのかを調べる。ほんのわずかな金額なのか、大変な金額がかかるのかによっては対応の仕方が違ってくると思うのです。だから、その辺のところを、両者協議会をつくって早急にやっていただく必要があるのではないかと。

なぜ申し上げるかといいますと、地方分権改革推進委員会でも平成 20 年度中に両省が改善策を検討して実施に着手をするというようにお願いをしていますし、「二重行政」の廃止の一本化についても平成 20 年度中に結論を得るということでも両省の幹部の方をお願いして、そういう方向で検討していただくことになっていると思うのです。それには、どうしても、この省令の改正をしなければいけない。その上で、今、予算がたくさんかかるから難しいとってしまうのではなくて、予算がどれだけかかるのかをまず明らかにすることが大事だと思います。

(大田議員) それでは、ここでプレスが入ります。

(福田議長入室)

(福田議長) 遅くなりまして、どうも済みません。

(報道関係者入室)

(大田議員) それでは、ただいまから、今年 13 回目の経済財政諮問会議を開催いたします。

今日の議題ですが、4 つございます。

まず、舛添臨時議員、渡海臨時議員、上川臨時議員に御参加いただき「新雇用戦略」の中で、特に認定こども園について御審議いただきます。

次に、舛添臨時議員に引き続き御参加いただきまして、金融・資本市場の競争力強化について、特に公的年金基金の運用について御審議いただきます。

引き続き、丹羽議員には地方分権改革推進委員会委員長として、増田議員には地方分権改革・地方再生担当大臣として御参加いただき、地方分権改革・地方再生について御審議いただきます。

最後に、経済成長戦略について民間議員から御提案をいただきます。

以上 4 点ですので、よろしく願いいたします。

(報道関係者退室)

(大田議員) 今、資料の説明を民間議員と舛添臨時議員にさせていただいたところです。それで、今、文部科学省と厚生労働省に、省令で決まっているので、この省令の一本化を図らなければいけない。そのために両者協議会をつくってやってほしいという御発言の途中でした。よろしくお願ひします。

(舛添臨時議員) 今、それはやっています。

(渡海臨時議員) 局長同士でやらせないで、必要なことがあれば舛添臨時議員と私でしっかりと話をします。作業は、既に進んでおります。

(丹羽議員) そのときに、先ほどから出ていますように、この提案にある「こども交付金」について、両省の今の予算を合体してやったときに、一体、どれだけの追加の予算が要するのか。どれだけのお金がかかるのか。それが 1 億円だったら可能かもしれないが、それが 1,000 億円だと「少し待ってくれ」ということになるだろうから、そのシミュレーションはやはりしておく必要があると思います。

(舛添臨時議員) ルールを決めると予算額が出るということなので、それは両大臣でやってみます。

(大田議員) それは、いつごろを目処に検討をされますか。

(渡海臨時議員) できるだけ早期に、民間のスピードでやります。

(大田議員) 年内に結論を得るということになりますか。

(丹羽議員) 地方分権改革推進委員会の方からは、平成 20 年度中ということで要望しております。

(町村議員) 舛添臨時議員・渡海臨時議員提出資料「認定こども園制度について」の 3 ページ目に、改善方策は夏を目途にまとめると書いてあるではないですか。夏だそうです。

(丹羽議員) そうです。実施に着手するのが平成 20 年度中でありますから、改善方

策はもちろん、夏ぐらいとなりますね。

(渡海臨時議員) この部分はいくらあるかは、計算したらわかるのではないでしょうか。

(舛添臨時議員) それでは、早急に計算させます。

(大田議員) ここに書いてあるように「改善方策について夏頃を目途にとりまとめ予定」「直ちに着手できるものは夏を待たずに実施」というのは、運用改善策であります。議長からも、「年内には保育に係る規制改革を」ということでしたので、是非、お願いいたします。

上川臨時議員、何かございますか。

(上川臨時議員) 認定こども園につきましては、待機児童解消や地域の子育て支援の推進において大きな役割を果たすものであります。御議論があったとおり、認定件数が 1 年前の 94 件から 229 件まで増加はしてきたものの、過去に都道府県に対して申請見込みを調べた際に把握された 2,000 件には大変大きな開きがあるという状況であります。

先ほど、舛添臨時議員からの説明の中にも、この施設を利用した保護者の 8 割近くは大変高く評価をしているということでありまして、教育と保育の機能が一体となった子どもの健やかな育ちに資する施設として、今後もその普及に努めてまいりたいと思っております。

今、具体的な課題ということで、厚生労働省、文部科学省、両省の実態調査結果を踏まえた検討によりまして、今後、具体的に明らかにされる予定というところでありますが、「助成面でのメリットが少ない」とか、「交付金の申請窓口が分かれている」という現場の声も聞こえてきます。利用した保護者の評判がよいにもかかわらず、制度が普及しない要因については、こうした運用面の問題も含め、更に制度面の工夫が大変大事であるとも認識しております。

両臨時議員の検討においては、適宜報告を受けて意見を申し上げるとともに、重点戦略の具体化の一環として行う点検・評価の枠組みにおいてもしっかりと検証を行い、その結果を反映させることなどを通じて、認定こども園が利用者にとっても、サービス提供者にとっても使いやすいものとなるように、また、同時に子どもの健やかな育ちに資する施設として根付くように、その改善努力に尽力してまいりたいと思っております。

以上です。

(大田議員) ほかによろしいでしょうか。

それでは、手続き面だけではなくて、この補助金も含めて、制度を一本化するという方向でお願いしたいと思います。

議長からお願いいたします。

(福田議長) 保育サービスを充実させることは、少子化の観点からも、女性の社会への参画を拡大するためにも重要であります。現在の認定こども園というのは、役所の縦割りを子どもに押しつけている感じがいたします。幼稚園と保育園の一元化という当初の目的に立ち返って、民間議員から提案のあったこども交付金を

含めて、利用する子どもの立場に立った抜本的な解決策を関係閣僚によって早急に検討していただきたいと思います。

(大田議員) それでは、夏ごろを目途に協議会で検討いただいて、また経済財政諮問会議で御議論させていただきたいと思います。

(渡海臨時議員) 引き延ばすことはしませんので、しっかりします。

(大田議員) よろしくお願いたします。

今日はどうもありがとうございました。ここで渡海臨時議員、上川臨時議員は退席されます。

(渡海臨時議員、上川臨時議員退室)

(大田議員) それでは、次に、公的年金基金の運用について御審議いただきます。

時間が限られておりますので、恐縮ですが3分程度の御説明でお願いできればと思います。

まず、民間議員からお願いします。

#### ○金融・資本市場の競争力強化について（公的年金基金）

(伊藤議員) 説明資料「ガバナンスと体制を整えて、国民に有利な公的年金基金運用を」に基づき説明させていただきます。3ページまでが提言、4ページから資料が付いております。

国民年金と厚生年金の積立金である公的年金基金は、150兆円と市場運用を行っているものとしては、世界に例のない巨額な基金であります。この基金は、年金の加入者、受給者である国民の貴重な資産であります。しかしながら、その運用は現在、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）という、かつての年金福祉事業団を引き継いだ81名ほどの職員による組織によって行われており、これから述べるようなさまざまな問題を抱えております。

公的年金基金は、本来、国民のためのしっかりとしたガバナンスの下で、専門家により一流の運用がなされ、専門家としてファイナンスの基本に忠実で、しかし、思慮深く運用するという受託者責任が徹底されるべきではないでしょうか。運用の在り方の見直しは、年金制度の持続性、国民の利益にとって極めて重要な課題であると考えます。

現在の運用の問題点は別紙にまとめてありますが、その第1は「リスクの分散が不十分」であるということです。民間議員ペーパーの4ページにある（参考1）をごらんください。

一番左が日本であります。以下、右の方に、ノルウェー、オランダ、スウェーデン、カナダ、フランス、アイルランドと、似たような年金基金のグラフがありますが、日本はずば抜けて巨額であることがわかんと思います。

5ページの（参考2）を見ていただきますと、そのポートフォリオが他の国々に比べて、国内債券に偏っています。これは一見安全そうには見えますが、債券とい



うのはインフレリスクに弱いという弱点があります。また、国内債券の多くの部分が国債であると推測されますが、国債というのは、政府の債務でありますから、政府の資産である年金基金と相殺してしまう。

つまり、将来、年金基金を取り崩すことは予想されていることではありますが、そのときには、将来の納税者が国債を償還しなくてはいけないということですから、単に将来世代へのつけ回しをしているにすぎないということになります。

6 ページの（参考 3）をごらんください。日本の公的年金基金の収益性というのは、確かに安定していますけれども、低位で安定しているわけで、5 年間の平均収益率を計算しますと、カナダ、スウェーデン、ノルウェーにははるかに及ばない収益率になっております。

したがって、日本の年金基金の収益率は、リスク分散という観点からも、必ずしも優秀であるとは言えないのではないかと。リスクを高めることなく、収益性を少しだけ高める余地があるのではないかと思います。これはハイリスク、ハイリターンを求めるということは全く言うておりません。もう少しガバナンスを強化することで、その収益性について説明責任を明らかにするという点で、もう少し改善ができるのではないかと。という点であります。

元に戻りまして、次に問題点の第 2 は、今少し触れました「受託者責任が不徹底」であるということです。

独立行政法人 G P I F が運用実務を担っておりますが、運用のポートフォリオを決める中期計画の策定には、厚生労働省や財務省も関与しており、最終的な受託者責任の担い手が不明確になっております。総務省の関与というのは、独立行政法人を評価するという観点であります。

7 ページの（参考 4）が「公的年金基金の運用の枠組み」ということで、いろいろな部分でいろいろな機関が関わっていることが描かれています。下には「基本ポートフォリオ」というのも掲げてあります。

また 2 ページに戻っていただきますが、問題点の第 3 は「高度な金融専門人材を雇えない」ということです。やはり、150 兆円と巨額の年金基金を運用するわけですから、外部委託にするにしても、どこに委託したらいいのか、どのように委託を評価するのかという観点について、内部に評価できる人材がいなくてははいけません。

ところが、G P I F は他の独立行政法人と同じように、人件費の削減を義務づけられております。したがって、このような予算の中で、第一線の金融専門人材を雇用することは非常に難しい状況にあります。G P I F のような巨額の資金の運用は、ある程度小口に分けて外部委託することが求められると思いますが、委託先の選定、評価について十分に知識を持ち、責任を持って判断ができる人、これは運用したことのあるプロになると思いますが、こういう人を内部の人材として取り入れることが必要であると考えられます。現在は、そのような体制にはなっていないわけです。

こうした問題を解決するために、経済財政諮問会議の下にありますグローバル化改革専門調査会の金融・資本市場ワーキンググループでは、諸外国の例、ベストプラクティスも検討しながら改革案について議論し、本日の午前中に報告書を公表い

たしました。

改革のポイントは、「複数の基金に分割した上で、独立性を与えて、専門性の高い組織に改革すべきである」ということであります。それにより、金融専門人材による運用で、国民が許容するリスクという意味ではありますが、一定の許容リスクの下で収益性を高める努力ができるようになります。そのためには、独立行政法人の制約から外す必要があると思います。

運用の自由度を高めると同時に、高い透明性と国民に対する説明責任を求めるのは当然であると思います。この場合の独立性というのは、日本銀行のような独立性という意味で、そういった組織に改組するということを求めています。

このような改革、リスク分散によって、総合リスクを高めることなく、中期的平均収益を上げていく努力は、将来世代の保険料を低くする、将来給付を高くすることに貢献することになり、社会保障制度の持続可能性を高める上での緊急の課題であると思います。

改革の方向を今、決断することは、今後の年金の安心・安全のために非常に重要なことであると考えます。

国民的議論を喚起するとともに、専門的な検討を深め、年金財政検証を行う平成 21 年、すなわち来年中には改革の道筋をつけるべきであると考えております。

なお、G P I F は、今年度中に神奈川県への移転を決定する予定になっています。これは前身の年金福祉事業団が、昭和 63 年に首都機能移転の対象機関として決定されたことを引きずっています。

しかしながら、G P I F の業務は、当時の年金福祉事業団の行っていた事業、これはグリーンピアという非常に不幸な歴史があるわけですが、それとは全く異なっており、高度な金融資産運用能力を持つことが必要で、国際金融センターに存在している、あるいは国際金融センターと非常に深い情報の収集が必要になると思います。神奈川県への移転は、直ちに中止すべきだと思います。

なお、最後に一言。この公的年金基金の改革というのは、ワーキンググループのメンバーも皆さん同じ意見でありましたが、郵政民営化に匹敵するような大改革だと思いますので、是非この場で御英断をいただきたいと思います。

(大田議員) では、舛添臨時議員お願いします。

(舛添臨時議員) 参考資料がありますけれども、それを見ながら、ポイントだけ申し上げます。諸外国の年金運用の実態を見ていて、今、伊藤議員がおっしゃったように、我が国の実績は低い。これには問題意識を持っております。それで、私が厚生労働大臣に就任してまずやったことは、運用委員というのは私が任命権を持っていますので、これを全部改選しました。そして、民間の優秀な現場を知っている人を入れるという形で改組しました。今はそこまで止まっているのは、例えば神奈川の移転の件で、これは私も東京にあった方がいいと思いますが、閣議決定があったり、法律があるので、それをどう変えるかということがあります。

このリスク分散の話にしても、厚生年金法といった法律の縛りがあって、安全運用みたいなことが書いてあるわけです。年金の議連などで私が出てポートフォリオ

選択の話をして、ちょっとそれが報道されるとものすごい反発で、やはり日本国民はものすごい安心思想というか、株嫌いというか、ポートフォリオ選択について言っただけで、とにかくそんなリスクなことはやらないでくれというのがあつた。この国民感情をどうするか。例えば連合などはものすごく反発して、私にも抗議をしてきたような面があります。

ですから、伊藤議員の提案はよくわかりますが、今、言った法律の問題。それから、むしろ民間議員ペーパーで見た方がわかるのは、運用委員会、運用の独立行政法人をどういうふうに変えるのかについて若干悩んでいるというところでありまふ。

ただ、私が一番悩むのは国民のものすごい、要するにヘッジファンドとか有価証券とかに対する不信感、あるいは国債に対する信用。こういうところにちょうどキャッシュ思考みたいのがいっぱいあつて、これの説得が一番きつかなと思います。

もう一つ、今は年金問題を一生懸命片づけていますけれども、「大事な自分たちの年金であったり、労使が共同で積み立てているものを、何でそんな危ないところへ使うのだ」とか、逆に「今の年金問題、記録問題があるからこそ、またそれで危ないことをやるのか」という意見がある。これを押さえるのがかなり厳しいかなあというものが私の感触であります。

(大田議員) ほぼ時間がありませんので、簡潔にお願いします。

(丹羽議員) 国民は誰でもリスクが小さくてリターンの大きいことを望んでいるのです。ところが、そういうことがなくて、リスクとリターンはコインの裏表になっているということをここに居られる方はお分かりになっている。

ただし、私が申し上げたいのは、調べた日本の民間の年金 130 の平均のリターンは少なくとも現在国がやっているのに比べると、かなり高いところにあるわけです。例えばオーバー 10% ぐらいのリターンがある年もあります。これは 2006 年まで見る限りは、株式が非常によかったわけですから、当然の結果であります。株式が暴落したときは、国よりも大きなマイナスが出る。

ただ、平均してみれば、少なくとも民間がやっている 130 の年金の平均は国よりもかなりいいということでありまふから、私は今実施されていることを全面的に否定するわけではありません。もう一工夫できるのではないのか。少なくとも民間の年金がやっているようなポートフォリオを組むということは可能ではないかと思ひまふ。

ただ、おっしゃるように、民間がやるのと違って国の資産を動かしているわけですから、「他人の金だ」という思いが生ずると非常にまずいケースがあると思ひます。ただ、いずれにしてもボラティリティーの高いところに投ずれば、それだけのリターンも大きくなるかもしれないけれども、マイナスの場合も大きくなるということは事実だと思ひまふ。しかし、いま一つ工夫は要るのではないか。そのためには透明度を高めることが重要だと思ひます。ポートフォリオをどれぐらいの比率でやっているか。そのリターンもピリオディカリーに報告するという透明性を高めることが一番大事だと思ひまふ。

(大田議員) では、甘利議員。

(甘利議員) 我が国の公的年金基金につきましては、民間議員からも指摘がありましたけれども、高い収益率の達成を目指して、ポートフォリオを転換し、株式投資の増加や成長企業等への代替投資を可能とすることが必要であります。このような資金の供給によって、企業や産業の発展が促進され、日本経済の成長にも貢献すると思われれます。

このポートフォリオ転換の実現のためには、運用者の雇用・報酬体系を抜本的に見直しして、国内外から専門知識、経験の優秀な人材、すなわち本当の運用のプロを採用することが不可欠だと思います。

(大田議員) ありがとうございます。では、白川議員。

(白川議員) 中央銀行はどの国でも金融市場に深く関わりを持っていますので、その立場からコメントをしたいと思います。どの国でも私的年金、公的年金に違いはありますが、非常に大きな投資家でございます。金融資本市場の機能を強化していく上では、投資の目的、タイムスパン、投資市場の面でさまざまな特性を有する多様な投資家が存在することが不可欠の条件であります。

そうした中で、長期的な機関投資家としての役割が期待される公的年金基金の運用の在り方については、まず将来にわたる年金の資産・負債の状況を踏まえ、基金の運用にどのような基本姿勢と成果を求めるのが望ましいかという観点から、基金運用資産に与えるべき役割と責任の範囲を明確化することが重要であると思えます。

また、それらを明確化した上では、これは当然のことではありますけれども、基金運用主体に運用を委ねるとともに、その活動に関する外部からの評価については、あくまでも中長期的な観点に立つことが重要であると思えますし、そういう慣行をつくり上げていくことが大事だと思っています。

(大田議員) ありがとうございます。では、一言だけ。

(八代議員) 今、議論がありましたけれども、大事なことは、国民の大事な財産をどのように運用するかということです。150兆円の大きな規模の年金基金なので、1%の差で1.5兆円の差ができるわけです。

諸外国と比べて余りにも低い現在の運用では、結局、将来の国民の負担増や給付抑制に結び付くわけです。来年は年金財政の再計算の時期でありますので、この積立金の運用の問題は今後とも議論を続けていく必要があると思えます。

(大田議員) では、一言でお願いします。

(伊藤議員) 舛添臨時議員のお話の中にあった株嫌いということではありますが、これは下がっているときは皆さんは株が嫌いなのです。ただ、上がっているときには、どうして株を買っていなかったのだということになります。そこは長期的に見ると、ある程度の株は持っているということが重要で、特に舛添臨時議員の資料にあった平成14年末に累積収支が6兆円マイナスだったので、株式運用をやめるべきという議論が大変盛り上がったという話があるわけですが、これは実は今から見ると株式が日経平均は大底だった7,972円というときで、このときに株式

運用をやめていたらそのまま累積損を引きずっていた。そこで株式運用を持っていたということで、株価は3年で倍以上になっているわけです。やはり長期的な視点を持った基金であり、その運用の専門家に任せる。だから、短期的に下がれば売る、上がれば買うということをやめることが一番重要だと思います。

(大田議員) では、一言です。

(額賀議員) 今、民間議員から提案があったように、資金の運用を効率的に行って、透明性を持って国民に説明ができるようにするということが一番、我々もよくわかっております。しかし、そういう運用をしたときに、だれが責任を取るのかという問題が1つあると思います。

伊藤議員のポートフォリオにありますように、国内株式と外国株式が20%なのです。国内債券が圧倒的です。そうすると150兆円の半分が大体国債に行っています。そのところはちょっと留意してもらわないといけないのではないか。どうやったらうまく回転するかについては、慎重に考えてみる必要があると思います。

(大田議員) ありがとうございます。舛添臨時議員の御指摘の問題は、重々わかります。それが一歩でもうまくいくように、より透明度を高めるという方向で、もう一工夫を是非お願いしたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

(舛添臨時議員退室)

(大田議員) それでは、次の議題に移りたいと思います。

今日は7時ぴったりに終わりたいと思いますので、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

## ○地方分権改革・地方再生について 1) 地方分権改革

(大田議員) 地方分権改革、地方再生についてということで、まず分権改革について議論をいたします。今度は丹羽委員長の方からお願いいたします。

(丹羽地方分権改革推進委員会委員長、丹羽議員、以下「丹羽委員長」) それでは、時間が押しておりますので、お聞き苦しいかもしれませんが、少し早口で始めたいと思います。

それでは、第1次勧告の原案について説明させていただきます。お手元の私の提出資料(概要)について、お願いしたいと思います。

この委員会は、平成19年4月2日の初会議以来これまでに48回の会議を重ねました。今般、初の勧告の原案をとりまとめるに至りました。その間、平成19年11月に「中間的なとりまとめ」を行いまして、改革の方向性を示す羅針盤として、勧告に向けた調査審議を精力的に進めてきました。4月中旬からは、各府省の責任ある立場の局長にお越しいただき、先方と委員会の主張をぶつけ合い、議論を更に深めてきました。併せて各地におけるシンポジウム、自治体関係者、経済団体との意見交換を通じまして、国民や関係者の関心と理解を深めるように努めてまいりまし

た。

それでは、昨日の委員会で示しました原案の説明について、まず 1 ページ目を開いていただきたいと思えます。

第 1 章で、地方政府の確立、地方活性化などの分権改革の理念と課題、国と地方の役割分担の基本、基礎自治体優先の原則を改めて明確に確認しております。

第 2 章は、重点行政分野の抜本的な見直しでありまして、今回の勧告の大きな柱となっています。

別紙 1 で、重点分野の抜本の見直しの部分があります。くらしづくりの分野で幼保の一元化、教育、医療、福祉施設の基準などを書いています。右の方にありますが、まちづくりの分野は、都市計画や農地等の土地利用、道路、河川などについて、それぞれ具体的な見直しを明記しています。

第 3 章では、都道府県から基礎自治体である市町村に対して、大幅な権限移譲を行うこととしています。これは参考資料の後半に付いていますが、64 の法律、359 の事務権限の移譲でありまして、その詳細がすべて書いてあります。

また、地方からの強い要請を踏まえまして、補助対象財産の転用、譲渡について、これまでに例のない抜本的な弾力化を進めることにしております。これにつきましても、措置対象の国庫補助金のすべての一覧表を書いております。各省ごとに補助金の一覧表を列記しています。後ほどごらんいただきたいと思えます。

第 4 章であります。現下の重要な二課題といたしまして、道路特定財源の一般財源化あるいは消費者行政の一元化に関し、分権改革を推進する観点から、現時点での委員会の考え方を述べることにしています。

第 5 章では、第 2 次勧告に向けた検討課題として、国の出先機関の改革の基本方向、法制的な仕組みの横断的な見直しを掲げています。

国の出先機関の改革については、別紙 2 をごらんいただきたいと思えます。委員会は経済財政諮問会議から要請を受けまして、本年 1 月以降、本格的な検討を進め、関係の府省からヒアリングを行ってまいりました。

基本方向としては、重複型のもの、分担型のもの、関与型のもの、国専担型のものという役割分担の 4 つの類型に沿いまして、国の出先機関の個々の事務、権限を地方移譲あるいは廃止などに仕分けし、それに伴う組織の廃止・縮小を検討するという考え方を示しています。その際、引き続き、出先機関に事務権限の一部を残す場合には、二重行政の新たな拡大をもたらすことのないよう、組織上の措置を講ずる必要があると考えています。

勧告の原案の概要は以上のおりであります。福田議長の地方分権改革に対する熱い思いをしっかりと受け止めながら、平成 20 年 5 月 28 日の勧告の決定に向け、微力を傾けてまいりたいと思えます。

政府におかれましても、今回の勧告に対する対処方針につきましても、行政改革推進本部での決定を予定されていると伺っており、以上の趣旨を十分に受け止めていただくようお願いしたいと思います。

なお、第 1 次勧告の後は、第 5 章に掲げた検討の課題を始めとする調査審議を進

めまして、順次さらなる勧告を行っていきたいと考えております。関係各位においても、生活者の視点に立った地方政府の確立を目指す地方分権改革推進委員会の決意をしっかりとくみとっていただきますように、お願いを申し上げたいと思います。  
(大田議員) ありがとうございます。

それでは、有識者議員からお願いします。

(八代議員) それでは「地方分権の実現に向けて～出先機関と事務を地方へ～」という有識者議員提出資料を御報告させていただきます。

地方分権改革推進委員会の意見に対する各省の回答は、一部を除き十分な内容とは言えません。地方分権は、歴代内閣が掲げている重要課題であります。経済財政諮問会議では、特に国の出先機関の地方移譲について、基準案を示し議論を進めてきました。住民の利便性を向上させ、二重行政を排除し国地方を通じたスリム化を達成するために、是非これを実現すべきであります。

第 1 次勧告のことでありますが、国と地方の役割分担は、次の大原則で振り分けるべきである。地方ができることは、地方に委ねる。国は、全国的に統一して定めることが必要な事項に限り、標準となる基準を示すにとどめる。個別の運用については、地方がその実情に応じて実施する。国は、必要に応じてその事後チェックを行うという大原則であります。

例えば農地転用の許可にありましては、国として農地の総量を確保するための仕組みを別途講じる。それに基づき事後チェックを強化しながら、個別の農地の転用については、国による許可権限の移譲や国への協議の廃止ができないだろうかということであります。

2 ページ目は、また次のような重点課題を実現し、国民に改革の成果を具体的に見せるべきであります。

先ほど議論になりましたが、幼保一元化に向け、地方の実情に応じた保育所の入所基準や施設基準を見直し、利用者に使い勝手のよいものにする。

県から市に、福祉、保健、教育、まちづくりの事務と権限を移譲し、基礎自治体である市を住民の生活関連サービス提供の主役にするということであります。

第 2 次勧告に向けて、今回の第 1 次勧告はこれからの勧告の大きな方向性を左右するものであります。各省ができることしか掲げないという、各省の主張に妥協してはならないと思われまます。これからの地方分権について、小さな改革しかできないことになってしまうからであります。

例えば各府省の出先機関に残せる範囲内での道路や河川の地方移管であっては、今後の出先機関や税財源の改革には結び付かないわけです。今回の 1 次勧告は、是非大胆で本質的な内容を打ち出して、出先機関の大幅な見直しを実現していただきたいと思ひます。

以上でございます。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、自由に御議論いただきたいと思ひます。御手洗議員、どうぞ。

(御手洗議員) 日本ほど経済の人口の規模が大きい国では、中央政府が地域ごとの

実情やニーズをつぶさに把握して、スピーディーに対策を講じていくことは困難であると思います。国際社会がこれだけ複雑さを増してきて、国際競争も激化している中では、国は国しか対応ができない問題に集中していただきたいと思っております。

また、各省が自分の権限の中から部分的に地方に譲っていくという今のやり方では、移譲された権限の数自体は多くなっても、住民が具体的なメリットを実感するようにはなりません。そこで、地方経済の活性化や政府のスリム化の効果も不明確に終わってしまうという懸念があります。そこで、まずは国が責任を持つ分野を絞っていただいて、それ以外はまとめて地方に仕分けるといような思い切った発想で取り組んでいただきたい。

更に今回の改革は、地方分権の仕上りの姿である道州制に向けた大事な一歩であると考えています。特に国の出先機関の改革は道州制を先取りした取組にもなっていますので、第 2 次勧告においては、是非それを実現させていただきたいと思えます。

以上です。

(大田議員) ほかにいかがでしょうか。

それでは、地方再生の方の議論に移りまして、また分権について御議論がありましたら、いただきたいと思えます。

それでは、本来は臨時議員で出ております、地方再生担当大臣ということでお願いします。

## ○地方分権改革・地方再生について 2) 地方再生

(増田地方分権改革・地方再生担当大臣、増田議員、以下「増田議員」) 資料が 2 つありますが、総務大臣としての提出資料である「地方の元気が日本の力(第 1) 地域の定住・自立を支える取組について」を御説明申し上げたいと思えます。

定住自立圏構想について、資料の 1 ページのプラットフォームを御説明申し上げたいと思えます。上のところに我が国の 30 年前の人口、現在の人口、30 年後の人口を書いてありますが、要はこれまでの 30 年間、三大圏も地方圏も人口が増加して、特に三大圏の大幅増によって、今、ほぼお互いが均衡しているものが、今後は両方とも減っていくわけですが地方圏が急激に減る。いわゆる過密なき過疎の時代になっていくというのが、人口だけを見た場合であります、時代認識であります。

その中で、定住自立圏構想という考え方は、集約とネットワーク化という考え方を基本にしてあります。すなわち、すべての市町村、今は 1,800 弱であります、そこにフルセットの生活機能を整備することは、今後はもう困難であろう。しかし、それが人口の集積している地域だけに目を向けるのではなく、今ある人口分布をできるだけ維持していきたいという発想に立ち、中心市が行政・民間機能を含め、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備しつつ、周辺の市町村、特に町村になろうかと思えますが、ブリッジするようなお互いの協定に基づいて、その中心市の機能である、教育であったり、商業であったり、医療であったりを積極的に活



用するという連携・協力の仕組みをつくり上げられないかという発想でございます。

定住自立圏の圏域ですけれども、基本的には中心市 5 万人以上ということで、特に昼夜間人口比率 1 以上、ここがポイントであります。こういう中心市と周辺が自主的に協定を結ぶことで、2 ページ目にある定住自立圏構想の考え方、新しい枠組みに基づき、これまで国・都道府県・市町村は、先ほどの分権のときもそうあります。お互いに権限移譲等を特例的に行ったりしていた。今後は特に中心市に対してさまざまな権限を県から移譲していったり、あるいは町村の行政の権能も中心市でやる。以前は、今後難しいところは県の方に一方で吸い上げ、そこでやったらどうかという話もありましたが、中心市を中心とする全体の権限を、そういった形で確保していったらどうか。特に中心市の権限、財源、人材を強化していくという考え方に立つ必要があるのではないかと。

でもこれは、いずれにしても一つの地方政策展開のプラットフォームとして考えていますので、これに各府省がさまざまな政策を乗せていただく必要がありますので、先ほど大田議員がおっしゃったように臨時議員という立場であります。総務省がこういうプラットフォームを提案した上で、もう一方の地方再生担当大臣、地方活性化統合本部において各省の政策を全体的に出していただいと取りまとめるというのが進め方としてはいいのではないかと思います。

3 ページ目。九州の例で、何も九州が大変過疎地域というわけではなくて、東北で調べてみましても大体同じような色塗りになっていましたが、例えば九州で定住自立圏を考える場合にはどうなるかということでもあります。黄色の部分が人口 5 万人以上で、昼夜間人口比率 1 以上の都市、その中で水色の部分が人口 30 万人以上で昼夜間人口比率 1 以上なので、そのいくつかの定住自立圏、黄色を中心とした白地の方まで協定ではみ出していくような圏域のうち、水色の部分が高次定住自立圏という形で、特にそこにさまざまな機能が今後集積されていく都市であろうと思います。

想定であります。三大都市圏を除いて全国でこういった圏域がどの程度可能かといいますと、大体 5 万人以上で昼夜間比率 1 以上の都市が 192、30 万人以上の場合には 34 でありますので、マックス 200 弱ですが、全部を塗り分けるわけにはいかないと思いますけれども、そのぐらいの数で、あと 30 万人以上の高次中核都市が 30 ぐらいでき上がるような形で、そこで人口が三大圏に吸い寄せられるものを食い止めていくという発想に至っております。

臨時議員の立場の資料「地方の元気が日本の力（第 2）平成 21 年度に向けた地域活性化の取組」について。各省から具体的な政策をいろいろ出していただくということで充実させていただくペーパーになるのですが、1 ページ目で重要な視点だけ申し上げたいと思います。

1 ページ目の上の方は今まで言ってきたこととありますが、特に今後定住自立圏構想をプラットフォームとして各省の政策を乗せていくときに、1 つ地域成長力強化の視点で、特に農林水産業、農商工連携などにより、あるいは観光圏整備という三次産業、こういったものを中心に、いわゆる建設事業だと観光地依存からの脱却を

図るという視点で、各省の協力を得ながら施策に盛り込んでいきたい。

2つ目の○ですが、地域生活基盤で生活交通、いわゆる足の確保。それから、地域医療・福祉・ICT基盤などの政策を盛り込んでいきたい。

あと、環境モデル都市を始めとした低炭素社会づくりの視点を加味していきたいと思えます。

2ページ目、これはその具体例であります、時間の関係で省略いたします。

3ページ目、それできちんと総務省としていいものが出せるのかであります、総務省として、いわゆる地方交付税の地方再生対策費も入れるということのほか、ICT等々、消防の関係、安全の関係も含めて、ここに一番大きな政策を入れていきたいということでもあります。

要点は以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、民間議員の方からお願いいたします。

(八代議員) それでは「人口減少を正面から受け止めて“まちの再設計”を」という民間議員ペーパーを御説明させていただきます。

地方再生の課題は、高齢化と人口減少を正面から受け止めることであります。今後、人口が減る中で医療・介護・安全等のサービスを維持することは、ますます困難になってくるわけで、必要なサービスを確保し、安心できる地域をつくるためには、“まちの再設計”に着手する必要があります。

地域に活発な商業空間をつくることは、これまで以上に重要になってきます。商店街などの商業空間は住む人の利便性に直結し、特に高齢者には歩いて暮らせるまちが重要であります。それはサービス産業活性化にも不可欠であります。

今、増田臨時議員から御説明がありました定住自立圏構想の具体的な姿としては、新たなまちの在り方についての議論を深め、地方再生担当大臣を中心にまちの再設計ビジョンを策定する必要があります。

「1. 住む人の利便性と商業活性化を両立させる“まち”に」ということで、定住自立圏の中心エリアには、高齢者向けの集合住宅を整備し、住み替えが可能な状況を整備する必要があります。

2ページ目、商店街で起業意欲のある人々に店舗の貸し出しを進めるため、所有と利用を分離する仕組みが必要であります。中心市街地再生の成功例として知られる高松市丸亀町商店街では、定期借地により土地の所有と利用を分離し、まちづくり会社によるテナントの一元管理を実現いたしました。

このように2つのことは、別々の課題ではなく、商店街の再生に当たり、高齢者等の住まいが併設される工夫が必要であります。

繰り返しになりますが、日本全体の人口が既に減少し始める中では、地域の集落が分散したままでは必要な公共サービスの維持は困難であります。まちの周辺部に住む人々を、このような中心部で円滑に受け入れる仕組みが必要ではないかと考えます。

「2. 圏域全体の再設計を」ということで、地域の魅力と活力のためには、商業・

文化・教育・医療などのサービスにおける高度な機能が必要であります。また、地方圏ではサービス業の成長が極めて重要であります。サービス業の活性化には、一定の人口集積がカギを握るからであります。

こうした定住自立圏構想により、県内のいくつかの地域ごとに、都市的集積を持った中心市をつくるよう、政策的な誘導策を講じる必要があります。例えば中心部で容積率の引き上げなどの政策も必要である。

大きな医療機関や文化施設を各市町村でそろえることは困難であるため、高度な行政機能を中心市に集積させ、周辺地域と交通とITによるネットワークを結ぶという方向への転換が必要ではないかと思えます。これによって、圏域全体のサービス水準を確保するよう、再設計を行うべきであります。

先ほど増田議員がおっしゃったような、例えば遠隔医療などもこの一つの典型例ではないかと思えます。

一段の市町村合併も進めるべきであります。

「3. 『地域経営』のために地方分権が不可欠」ということで、国家が一律に地方の発展を計画する時代は終わっております。必要なのは、それぞれの地域で住民が地域の将来を考えることであり、住民が地域の将来を考え、それを受けて首長が地域経営を実行できるように、国から大胆な権限と財源を移譲すべきであります。

市町村の機能強化を踏まえて、更に道州制を目指すというのが究極の目標であります。

以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、御審議をお願いします。丹羽委員長、どうぞ。

(丹羽委員長) 増田議員のこの提案は、私は大賛成であります。そこで、地域の活性化をするために、現在、各府省の地域政策が複線的に走っておりますが、既に福田議長の指示がありましたように、現行施策の棚卸しを一度行うべきであると思えます。

そういう意味から言いましても、この地方分権を出先機関の改革も含めまして、徹底することによって、地域の再生と活性化ができるだろうと思えます。

1つだけ、これを是非お願いしたいと思っておりますが、この地域政策の関係で、今年の3月までで、規制改革の特区の承認が類型で1,000件に上りました。そのうち、567件が全国展開されたが、433件はまだ特区のままであります。

また、地域再生計画は累計で1,009件であります。市町村合併で、現在、999件となっております。従来、計画をつくり採択されて、若干の補助金をもらったところで終わりという傾向が見られなかったでしょうか。

計画策定は目標ではなくてスタートでありまして、地域の雇用が増えるなどのアウトカムにつながらないと意味がないわけでありまして、現実にならぬのだろうか。新しい戦略の策定については、この計画が死蔵されることのないように、是非、配慮をいただくとともに、我々の分権が目指しております地方政府が計画を確実に実行していくように、モニターを我々もしていきたいと思っておりますので、是非、その点

に少し御配慮いただきたいと思います。

(増田議員) お話の最後にありました特区や地方再生計画は、おっしゃるとおり 1,000 件ずつ出てきていました。しかし、全国展開が、思いが伝わらないものがたくさんありますので、きちんと全部を検証するという作業に、今、とりかかったところです。

ですから、今、丹羽委員長がおっしゃったように、やはり特区は、あくまでも規制に対しての穴を開けるといった、そういう発想に立ったものです。それはそれで戦略的にも意味があったことですが、今回は、がらっと発想を変え、地方分権と受け皿をどうしていくかというものなので、フォローと点検、検証をきちんとやると同時に、併せて、今日、提案したようなものの肉付けを急いでいきたいと思います。

(大田議員) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、地方分権の方は、1次勧告に向けて丹羽委員長と増田議員、よろしく願いいたします。それから、増田議員の定住自立圏構想は、今日の民間議員の提案なども含めて御検討をいただければと思います。

では、2つまとめた形で、議長、お願いいたします。

(福田議長) 地方分権につきましては、丹羽委員長に大変御苦労、御尽力をいただき、お礼を申し上げたいと思います。地方には任せられない、と言っていますと、いつまでも地方分権は進みません。住民にとってより便利になるような、前に進むことをしていかなければなりません。また、地方自治体も国に依存するのではなくて、なすべきことは何かということを的確に判断し、自らの責任で決定するように、強い意識を持つ必要があると思います。大原則は民間議員提案のとおりだと思いますので、増田議員には、大原則に立って知恵を出し、各省と意見の隔たりのあるところは地方分権に向けて着実に前進させていただきたい。私からも各大臣に既に内閣の一員として分権を進めるように指示をしているところであります。なお、定住自立圏の構想は、各省庁で連携して進めていただきたい。

(大田議員) よろしく願いいたします。

それでは、最後の議題に移ります。経済成長戦略案です。今、とりまとめ中のものについて、今日は、まず、民間議員から御提案をいただきます。よろしく願いします。

## ○経済成長戦略案について

(八代議員) それでは民間議員ペーパー「新たな発想で経済成長を続ける日本をめざして」を御説明させていただきます。

経済成長戦略の実行により、これからの3年間のうちに弱みを克服し、強みを発揮する経済をつくり、暮らしの中で、国民一人ひとりが豊かさを実感できるようにする必要があります。以上の考え方に立って、突破力のある政策とその実行を求める必要があります。

「1. 福田成長戦略とは何か」ということですが、以下のような特色があります。

1 番目は、全員参加の経済、平成の開国、強み発揮の経済という3つの戦略であ

ります。

2 番目は、日本が本来有する「つながり力」と「環境力」を成長への新たな発想にという点。

3 番目は、生活者・消費者の視点で政策を構築していくということであり、経済成長戦略のポイントは、それぞれ以下のとおりです。

まず、「全員参加の経済」。2010 年までに若者・女性・高齢者の 220 万人の雇用を充実する。保育サービスを飛躍的に伸ばし、待機児童をゼロにする。3 歳未満児の保育サービス利用率について、2010 年には 26%の目標にしています。今日、資料として配られておりますが、サービス業・中小企業の生産性向上、業種別生産性向上プログラムを、主要各省の協力によりとりまとめました。生活直結型産業の発展ということで、規制改革・IT化・ロボット化がカギになります。国民の立場に立った電子政府の実現ということです。

2 ページ、「平成開国」につきましては、2010 年までに E P A 締結国との貿易を全体の 4 分の 1 以上にするということ。対日投資の阻害要因を徹底的に除去する。外資規制の在り方も包括的に検討する。2015 年までに高度人材 30 万人、2020 年目途に留学生の 30 万人の受入れ、空の自由化、アジア経済・環境共同体構想の実現。

「強み発揮の経済」では、環境・エネルギー技術のトップランナー計画、「スーパー特区」、それから国家的緊急プロジェクト予算の創設があります。

重点実行期間は 3 年であり、3 年間の工程表と目標を策定する必要があります。この 3 年間で労働力人口の減少や世界経済情勢などから見て極めて重要である。そういう意味で重点実行期間とする必要があります。改革の停滞は許されないわけですから、目標を定め、工程表をつくり、評価しつつ実行する必要があります。

平成 21 年度予算案との関係では、成長戦略について、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分の重点化・効率化を行います。

「2. 取りまとめ方針」であります。成長戦略の取りまとめイメージとしては、別添のとおりであります。別添が非常に長いので説明は省略いたしますが、総理の指示の下、福田内閣の重要課題として経済財政諮問会議で議論していたものが網羅されております。すなわち新雇用戦略、サービス業の生産性向上、世界に開かれた国づくり等であり、こういうものを記述することとし、総花的とはせず、重点的戦略性を打ち出したいと思っております。

責任主体、成果目標、工程を明確化し、確実に実行することが大事であります。半年ごとにフォローアップし、経済財政諮問会議でその進捗を検証する必要があります。

工程表の作成が予定されているものについては、経済財政諮問会議で引き続き議論していく必要があります。

3 ページ目には、経済成長戦略の 3 本の柱、全員参加の経済、平成の改革、強み発揮の経済が図で示されております。

その次は、とりまとめイメージを目次が掲げてあります。

以上であります。

(大田議員) ありがとうございます。では、自由討議に移りますが、まず、甘利議員。

(甘利議員) 資料を提出させていただいております。まず、今後の経済構造の在り方について申し上げたいと思います。資料の 1 ページ目。

少子化、グローバル化が進む中で、我が国は経済成長を実現するためには、「海外市場を獲得して、そこで得た資金を国内に還流し、その資金によって国内でイノベーションを進め、また、それによって海外市場の獲得につなげる」という好循環を構築することが不可欠であります。このため、1 ページ目にある 3 つの政策を推進することが必要です。

第 1 に「アジア経済・環境共同体」構想の実現であります。昨晚のスピーチで総理から、「アジアは、海を通じて世界とつながる、拡大と発展をやめないネットワーク」というお話がありました。この構想は、それを経済・環境面で具体化するものであります。アジアに立地するという強みを最大限に生かしつつ、アジアの発展に自ら貢献し、アジアとともに成長するということを目指して、各省連携を進めたいと考えています。環境省、国土交通省を始めとする、関係各省からも多大な御協力をいただき、とりまとめたものを参考資料として配付していますので、後でござらんいただきたいと思っております。

第 2 に、国際租税改革です。資料 2 ページ目。我が国企業の海外利益が増大する中で、税制を一因として、近年、海外利益が海外子会社に留保されている額が急増しています。資料にありますように、17 兆円になりました。この海外利益留保額の国内への資金還流が進んでいません。このために、海外子会社の利益を税制に左右されずに、「必要な時期に必要な金額」だけ国内に戻すことを可能とし、我が国の成長の源泉である国内の研究開発であるとか、雇用への投資につなげていくべく、国際租税制度の改革を実現したいと考えています。

第 3 でありますが、イノベーションを生み出す新たな仕組みの構築を考えたいと思っております。資料 3 ページ目。グローバル化や IT 化が進む中で、企業や業種の壁を超えて、例えば材料はバイオ、IT など全く異なる分野の革新的な技術を組み合わせ、これを活用して新しい社会システムを創出しようとする動きが各国で活発化しています。例えば米国ではインテレクチュアル・ベンチャーズというものがありまして、資金も 2,000 億円。ノーベル賞級の人材を活用して、技術の買取りと開発を戦略的に組み合わせ、技術のフロンティアを主導している仕組みがスタートしました。これに対して我が国では、大企業で、活用されていない特許や技術人材が囲い込まれていたり、中小企業やベンチャーに技術が埋もれていたりしている可能性が大であります。こうした技術や人材を組み合わせる仕組みを新たに構築するためには、一定程度の規模のリスクマネーの供給と、優秀な人材の結集を促すということが必要であります。これを後押しするための政策を講じていきたいと考えています。

以上、3 つの政策につきましては、是非とも経済成長戦略の柱とし、位置づけていただきたい。

また、近年、原油、レアメタルを始めとする資源価格の高騰や需給のひっ迫が経

済成長の制約要因となるとの懸念が広がっております。経済成長戦略におきましても、資源外交について柱を立て、資源の安定供給確保に向けて戦略的に取り組んでいく旨のメッセージをしっかりと打ち出していくことが重要だと考えます。

以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、増田議員、どうぞ。

(増田議員) この経済成長戦略でありますけれども、「経済成長とICT」という資料を提出していますが、ICT産業は日本の実質GDP成長の4割を牽引しているということでもあります。特に1ページ目の右側の方に書いてありますが、成長がマイナス成長のときにもこのICT産業はプラスで、成長を引き上げる効果を持っている。それは地方、各地域においても同じようなことがあったということです。ICT産業についてこれから強化を図っていく必要があると思うのです。詳細は省略しますが、お示しいただいた成長戦略の中で、「世界最先端のIT国家化」という部分がある関係であろうと思うのです。ここの部分で電子政府への取組について書いているわけですが、官の利活用促進と合わせて、そうした民の利活用促進も両輪としてやはり進めていく必要があるだろうということです。

そこで、3ページ目に、今日、総務省で発表した「『ICT成長力強化プラン』のポイント」がありますが、特に世界最先端のICT基盤の戦略的活用といった、より大きな枠組みでこの経済成長戦略の中に、官のみならず民の利活用促進というものを入れ込むことが適切ではないかと思えます。特に、国際的な標準化の問題や、我が国においても、これからの地デジの関係で、どれだけ市場が活性化されるかといった、国内外を見渡したさまざまな牽引のカギがありますので、そうしたことをこの経済成長戦略の中にまた十分入れ込んでいく必要があるのではないかと思います。説明の詳細は省略します。

(大田議員) それでは、丹羽議員お願いします。

(丹羽議員) 皆さん御存知のように、人口が減少する日本の中で、資源を持たない日本が成長するのは人と技術の強化しかないと思えますが、その具体的方策の1つとして、大きなビジネスリスクをとって新しい事業に挑戦するベンチャー企業というのが、経済成長、イノベーションの重要な源泉の1つであると思えます。しかし、欧米に比べると日本の開業率は依然低い水準にとどまっています。日本が5.1%、アメリカが10.2%、英国が10%、フランスが12%ということでもあります。そういう低いところにとどまっていますから、平成20年度税制改正でエンジェル税制の抜本強化がなされました。しかし、ベンチャー企業の創出、成長のための環境整備を一層進めていく必要があると思えますので、この件についても「骨太」に是非表記をしていただきたいと思います。

(大田議員) 御手洗議員お願いします。

(御手洗議員) 今まで何回も言われてきたことですがけれども、経済成長力を高めるためには、国際的にも評価が高い日本の技術開発力を更に徹底して強化すべきであると思えます。ちなみに先日発表されたIMD（国際経営開発研究所）の2008

年の国際競争ランキングでも、日本の総合順位は 55 か国中 22 位と低迷していますが、研究開発投資額や特許件数などの「科学技術インフラ」の項目では 2 位と評価が高くなっております。この技術開発力の高さを維持するためには、研究開発の促進税制などを一段と充実させて、先ほど甘利議員もおっしゃっていましたが、開発成果の知的財産権の保護や事業への活用を促すことが重要であります。また、民間では対応できないような最先端な基盤技術については、政府が一体となって集中的な投資を行い、将来の成長の源泉を生み出していただく必要があります。

もう一点。たとえ日本の技術力が高くても、それを生かした製品やビジネスを受け入れてもらいやすい市場を長期的な視点に立って育てておかないと、経済成長を持続することはできないと思います。EUなどがそうですが、長期的な戦略に基づいて、広大な地域市場を生み出す一方で、標準化や環境規制などの政策で域外市場の取り込みを進めております。日本でも福田総理が昨日の講演で示されました「5 つの約束」や「アジア経済・環境共同体構想」などを軸にして、将来の市場獲得を見据えた世界戦略を練り上げていく必要があると思います。

(大田議員) では、八代議員お願いします。

(八代議員) 先ほど説明を省略しましたが、この成長戦略というのは非常に多様な内容を含んでいます。ただ、その中で一番大事なのは生産性を上げていくということであり、財政赤字を抱えている我が国では、財政に頼らずに一人当たりの生産性を上げていく。そのために、先ほど丹羽議員もおっしゃった起業ということが大事であります。同時に転廃業を円滑に進める仕組みとのセットで起業を構築していく必要があるのではないか。それが生産性上の向上に結びつくのではないかと思います。

(大田議員) ほかにありますか。

では、伊藤議員お願いします。

(伊藤議員) 海外市場の獲得はもちろん重要であります。ちらからは海外の市場だけを獲得していくということではできないわけです。海外の企業が日本の市場を獲得するということも重要になる。その相互の関係だと思えます。アジアの経済と共同体であるということは、やはりアジアの経済と E P A を強固なものにしていく、クリーンな E P A を結んでいくということが非常に重要な点であると思えます。これについて、一層我々自身の努力が必要であると感じます。

(大田議員) 額賀議員、よろしいでしょうか。

(額賀議員) はい。

(大田議員) どうぞ。

(額賀議員) 先ほど増田議員から「ITによる産業変革」の御指摘をいただきました。経済成長戦略として製造業、サービス業を始め、あらゆる産業の IT による競争力強化は重要であります。それぞれの産業所管官庁が重要課題として取り組んできているところでありますけれども、今後更に IT 本部等の場で連携を強化してまいりたいと思います。



(大田議員) よろしいでしょうか。

今日、民間議員から御提案のありましたとりまとめ方針はこのような形でよろしいでしょうか。具体的な中身についてはこれからとりまとめに入ります。次回の経済財政諮問会議で福田内閣の経済成長戦略のとりまとめを行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、議長からお願いします。

(福田議長) ただいま、民間議員から提案がありましたように、国民の間の閉塞感とか不安感を打破して、成長を実感できる包括的な成長戦略としたいと思っています。本日の民間議員提案を基に、経済財政諮問会議でとりまとめをしていただきたい。

(大田議員) ありがとうございます。お手元の成長戦略に関して、これまで議論してきて各省にとりまとめをお願いしたいようなものはいくつかございます。

1つは「業種別生産性向上プログラム」。5月14日に甘利議員から経済産業省所管のサービス業について御報告いただきましたが、他省所管の業種についても、このようにとりまとめられました。多大な御協力をいただきまして、感謝しております。こういう形で業種別の生産性向上プログラムをとりまとめたということは初めてのことです。やはりこれを実行していかなければいけないと思います。1ページ目の一番下の方に書いてありますが、「本プログラムについては、各省庁が担当責任者を決めてフォローアップを実施する。進捗状況と成果について可能な限り数値を用いて年2回程度定期的に経済財政諮問会議に報告する」となっておりますので、是非これをお願いしたいと思っております。

それから、スーパー特区、革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略も4省の御協力でとりまとめであります。

それでは、以上をもちまして、本日の経済財政諮問会議を終了いたします。ありがとうございました。

(以 上)